

令和7年度第3回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和7年9月1日（月） 午後2時～午後2時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

（1） 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 安藤保信

委員 江崎弘 坪井兼俊 小塚勝好

（2） 事務局

書記長 林真吾

書記 佐藤浩介 佐藤美樹 毛利文香 保子明德

4 議題

選挙人名簿定時登録について

5 会議資料

議案第13号 選挙人名簿に登録する者を定めること

6 議事内容

事務局： ただ今から令和7年度第3回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。初めに、委員長よりご挨拶をいただきます。委員長よりお願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日の委員会の議題は、選挙人名簿定時登録についての1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。

事務局： それでは、議事の取り廻しを委員長お願いいたします。

委員長： 本日の議題は 1件です。

それでは、議案第13号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 議案第13号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について、ご説明します。令和7年9月定時登録選挙人名簿登録者数をご覧ください。

令和7年9月1日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいかお伺いします。

（登録予定者数を資料により説明の後、選挙人名簿の抄本を回覧。）

委員長： 事務局から説明及び名簿の確認が終わりました。ここで、質疑に入ります。
質疑のある方の発言を求めます。

委 員： （なし）

委員長： ないようですので、採決に入ります。議案第 13 号について、賛成の方の挙手を求めます。

委 員： （全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。

以上で、本日の議案は終わりました。

その他で、なにかありましたら、お願いします。

事務局： 事務局からご報告申し上げます。

議案第 13 号について、本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県に報告いたします。

また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。

以上で報告を終わります。

委員長： 定時登録の際には、1 冊にまとめた選挙人名簿の確認を行っているが、選挙日当日に各投票所で名簿照会のために使用する選挙人名簿は、いつどのように作成しているのか。

事務局： 選挙当日の前日、期日前投票終了後の午後 8 時以降に、事務局にて投票所毎に選挙人名簿を作成・印刷した後に、印字や登録に間違いや漏れがないよう入念に確認を行います。そして、当日朝に各投票所の投票管理者に配布しております。

委員長： 例えば、豊山町を転出したときはすぐには抹消せず、4 か月を経過するまでは、町の名簿に残りますよね。一方で、転入先の名簿に登録されるのは、転入後引き続き住民票を置いて 3 か月を経過したときです。つまり、この 1 か月間は、転出元と転入先の両方の選挙人名簿に登録される選挙人がいるはずで、調整が必要かと思いますが、どのように行っていますか。

事務局： 仰るとおり国政選挙の際、転出元と転入先の両方の選挙人名簿に登録されるいわゆる二重登録の可能性がある選挙人につきましては、二重に登録されることを防ぐため、事前にどちらの選挙人名簿に登録を行うか転出元と転入先の選挙管理委員会で相互確認を行います。その確認後に、投票所入場券を発送しております。

委 員： そうした調整があるので、定時登録で算出する「名簿登録者数」と比べて、選挙当日の「有権者数」はいくらか少なくなりますよね。

委員長： 投票率にも影響しますから、1 人も間違えず、人数を算出することは大変でしょうが非常に大事な作業です。引き続きよろしくお願いします。

事務局： 承知しました。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、令和7年度第3回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

令和7年9月25日

委員長 安 藤 保 信

委 員 江 崎 弘

委 員 坪 井 兼 俊

委 員 小 塚 勝 好